

京都市上下水道局監察規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年5月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局監察規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局監察規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の職員」の右に「で上下水道局に属するもの」を加え、同条第4号中「若しくは規則」を「，規則若しくは企業管理規程」に改める。

第4条第1項中「各部」の右に「及び室」を加え、同条第2項中「監察参事は」の右に「，経営戦略室長」を加える。

第8条中「所属職員」を「部等の職員」に改める。

第11条第1号中「若しくは規則」を「，規則若しくは企業管理規程」に改める。

第12条中「所属」を「部等」に改める。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行する。

(上下水道局総務部企業力向上推進室)